平成２２年（フ）第１７２号
鹿児島県鹿児島市加治屋町３番２号加治屋ハイツ406号
債務者　田上　順子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
鹿児島県鹿児島市真砂本町５番11―83号
債務者　藤田かおり
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目10番12号
債務者　室屋　京子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
鹿児島県鹿児島市坂之上１丁目48番23号
債務者　松田　寿仁
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目33番13号ゆたか荘203号
債務者　三島　良治
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６３号
北海道苫小牧市新明町５丁目14番11号ブリリアント新明102号
債務者　伊藤　英輝（旧姓石岡）
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第６７号
北海道勇払郡厚真町字上厚真218番地の８
上厚真Ｃ団地Ｆ棟４号
債務者　小林　昭子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第６７号
宮城県栗原市築館新田２番31号
債務者　三浦　妙子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第７２８号
新潟県新潟市中央区弁天橋通１丁目18番32号
債務者　樺澤　謙二
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１号
新潟県長岡市城岡３丁目９番48号
債務者　反町　守夫
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８２号
新潟県新潟市北区木崎2356番地60
債務者　大野　榮子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４６号
新潟県新潟市南区鍋潟319番地
債務者　西村　由美
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５号
富山県南砺市竹林117番地
債務者　能村　秀樹
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第５１号
富山県高岡市中保69番地　中保市営住宅Ａ棟103号
債務者　島田　君子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第５２号
富山県射水市太閤山２丁目４番地　県営住宅11―103
債務者　小久保　浩
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第５６号
富山県射水市戸破4336番地１、住民票上の住所富山県高岡市二塚1248番地
債務者　般若　　務
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第５７号
富山県射水市戸破4336番地１、住民票上の住所富山県高岡市二塚1248番地
債務者　般若　泰代
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
富山地方裁判所高岡支部